

液化ガスばら積船で使用される逃し弁に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 N 編

改正事項

液化ガスばら積船で使用される逃し弁に関する事項

改正理由

液化ガスばら積船の貨物及びプロセス用管装置に関する要件として、IACS は、統一規則 G3 を規定しており、これらの要件は本会規則に取り入れている。

当該統一規則で定められる弁のプロトタイプテスト及び製品検査の要件に関し、逃し弁については、その使用目的が他の弁と異なることから、IACS は、全ての弁に対し同一の試験要件を課すことは合理的でないとして、当該規定の見直しを行った。その結果、逃し弁に対し、漏洩試験の要件を一部緩和する旨の改正を行い、2013 年 1 月、IACS 統一規則 G3(Rev.5)として採択した。

今般、IACS 統一規則 G3(Rev.5)を参考に、関連規定を改める。併せて、本会規則において定める液化ガスばら積船で使用される弁の要件うち、逃し弁に関する要件を集約し、分かり易い規則体系となるよう改めた。

改正内容

- (1) 弁のプロトタイプテスト及び製品検査において要求される漏洩試験の試験条件を改めた。
- (2) 低温弁の製品検査において、逃し弁に対する低温漏洩試験の要件を削った。
- (3) 鋼船規則検査要領 N 編附属書 1「液化ガスばら積船用の装置及び機器に関する検査要領」の 5 章及び 6 章に規定される弁の要件うち、逃し弁の要件を 6 章に集約した。